

平成24年3月2日付け津市監査委員告示第1号公表分

建設部

市営住宅課

(ア) 市営住宅使用料の未収金対策について

監査の結果	<p>平成23年度の市営住宅使用料の収納率(注)は12.8パーセントと低く、高額滞納者については、100万円以上の者が150人、300万円以上の者が14人、500万円以上の者が2人という状況の中で、入居者、連帯保証人に対する法的措置を講じることについては消極的であるが、不当に納付を怠る入居者に対しては、明渡請求等の所要の法的措置をもって毅然として対処するとともに、連帯保証人に対しては、入居者の長期滞納により増大した滞納額の負担を安易に連帯保証人に転嫁することは権利の濫用に当たるものとして否認された事例があることなどを踏まえ、適時・的確に入居者の滞納状況を通知の上、実効性のある所要の法的措置を講じるなど、より積極的な未収金対策に取り組まれない。</p> <p>なお、生活保護法により住宅扶助費を受給している入居者について、保護の実施機関が被保護者に代わり住宅扶助費をもって家賃等を納付する、いわゆる代理納付の方法があるが、市営住宅課の説明によれば、一部に、その受給した住宅扶助費を市営住宅使用料に充てずに滞納している者があるということである。代理納付について定めた生活保護法第37条の2及び同法施行令第3条は、家賃等の滞納事例があることを踏まえて創設された経緯にかんがみ、住宅扶助費が市営住宅使用料に的確に充てられるよう、社会福祉事務所と協議されたい。</p> <p>(注) 平成23年10月の監査委員質疑に係る資料(同年8月末日現在)による。</p>
措置の内容	<p>平成27年度においては、滞納整理に関する基本方針を定め、連帯保証人に対する履行請求をはじめ、法的措置に関しては、建物明渡等請求訴訟の提起を4件(前年度:2件)、訴え提起前の和解の申立てを1件(前年度:0件)、建物明渡等強制執行の申立てを4件(前年度:0件)、債権差押命令申立てを5件(前年度:0件)実施し、より積極的な未収金対策を实</p>

	<p>施した。生活保護法により住宅扶助費を受給している入居者について、関係部局の協力の下、代理納付制度の活用を徹底し、住宅扶助費を市営住宅使用料に充てない滞納者を解消した。</p>
--	--

(イ) 住宅新築資金等貸付金元利収入の未収金対策について

<p>監査の結果</p>	<p>住宅新築資金等貸付金元利収入の未収金対策については、平成22年度の津市住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る決算審査意見書において、所要の法的措置をもって毅然として対処することなどを意見したところであるが、平成23年度と同貸付金元利収入の収納率(注)は3.4パーセントと非常に低い状況の中で、債務者、連帯保証人に対する法的措置を講じることについては依然として消極的であることから、決算審査意見の趣旨を踏まえ、より積極的な未収金対策に取り組まれない。</p> <p>(注) 平成23年10月の監査委員質疑に係る資料(同年8月末日現在)による。</p>
<p>措置の内容</p>	<p>平成27年度においては、滞納整理に関する基本方針を定め、連帯保証人に対する履行請求や、法的措置を含めた毅然とした対応を徹底するなど積極的に滞納整理に取り組んだ結果、平成28年3月末日現在の住宅新築資金等元利償還金収入の徴収実績は、約9,749万円(前年度:約6,661万円)を回収し、徴収率は11.3パーセントとなり、前年度(7.4パーセント)より上回った。中でも過年度分の徴収実績については、約7,411万円(前年度:約3,031万円)を回収し、徴収率は9.0パーセント(前年度:3.6パーセント)となり、津市行財政改革後期実施計画の目標値(滞納繰越分:3.7パーセント)を上回った。</p>